令和７年度人事行政の運営等の状況

令和８年１０月

川越地区消防組合

目　　次

第１編　任命権者からの報告の概要
１　職員の任免及び職員数に関する状況
⑴　採用の状況　1
⑵　再任用の状況　1
⑶　職位別任用状況　1
⑷　退職の状況　2
⑸　部門別職員数の状況　2
２　職員の人事評価の状況　2
３　職員の給与の状況
⑴　人件費の状況　3
⑵　職員給与費の状況　3
⑶　平均給料月額及び平均年齢　3
⑷　経験年数別・学歴別平均給料月額　3
⑸　消防職の級及び職制上の段階ごと職員数　4
⑹　職員手当の状況
ア　期末手当及び勤勉手当　4
イ　退職手当　5
ウ　地域手当　5
エ　特殊勤務手当　5
オ　時間外勤務手当　5
カ　扶養手当　6
キ　住居手当　6
ク　通勤手当　6
⑺　特別職の報酬　7
４　職員の勤務時間その他の勤務条件の状況
⑴　勤務時間の概要　7
⑵　休暇制度の概要、種類等　7
⑶　年次有給休暇の取得状況　8
⑷　育児休業等の取得状況　8
⑸　時間外勤務の状況　8
５　職員の分限及び懲戒処分の状況
⑴　分限処分の状況　9
⑵　懲戒処分の状況　9
６　職員の服務の状況
⑴　職務専念義務免除の状況　9

⑵　営利企業等従事の許可状況　９
７　職員の退職管理の状況　９
８　職員の研修の状況　９
９　職員の福祉及び利益の保護の状況
⑴　福利厚生制度の概要　９
⑵　福利厚生制度に係る負担状況　１０
⑶　公務災害の発生状況　１０

第２編　公平委員会の業務の状況
１　勤務条件に関する措置の要求の状況　１０
２　不利益な処分についての不服申立ての状況　１０

川越地区消防組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例に基づき、令和７年度の人事行政の運営等の状況を公表します。

第１編　任命権者からの報告の概要

１　職員の任免及び職員数に関する状況

⑴　採用の状況（新規採用）

令和７年度は、10 人の職員を新たに採用しました。

⑵　再任用の状況

（令和７年度中）　（人）

区分	採用	任期更新	任期満了 中途退職
定年前再任用短時間勤務職員	0		0
暫定再任用職員（フルタイム）	0	0	0
暫定再任用職員（短時間）	3	8	4

定年前再任用短時間勤務職員とは、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 22 条の 4 又は第 22 条の 5 第 2 項の規定により採用された職員をいいます。

暫定再任用職員（フルタイム）とは、地方公務員法の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 63 号）附則第 4 条又は第 5 条第 2 項の規定により採用された職員をいいます。

暫定再任用職員（短時間）とは、同法附則第 6 条又は第 7 条第 2 項の規定により採用された職員をいいます。

⑶　職位別任用状況

管理職（副課長級以上の職）の令和８年３月３１日現在の職員数及び令和７年度の昇任者数は、次のとおりです。

（人）

標準的な職名	消防局長	次長	課長	副課長	合計
職員数	1	7	23 (1)	62 (2)	93 (3)
うち昇任者数	0	0	0	3	3

※　（　）内は、女性の数で、内書きとなっています。

⑷　退職の状況

令和７年度は、７人の職員が退職しました。

事由別にみると、勧奨退職が３人、自己都合等その他の退職が４人となっています。

⑸　部門別職員数の状況

（各年４月１日現在）

区分／部門	職員数		対前年増減数
	令和７年	令和８年	
消防吏員	430 （ 11 ）	433 （ 7 ）	+3 （ -4 ）
消防吏員以外の職員	1 （ 0 ）	0 （ 0 ）	-1 （ 0 ）
合　計	431 （ 11 ）	433 （ 7 ）	+2 （ -4 ）

（注）１　職員数は消防職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員などを含み、会計年度任用職員を除いています。
２　（　）内は、再任用短時間勤務職員であり、外書きとなっています。

２　職員の人事評価の状況

職員の職務の種類、職制上の段階の標準的な職及びその標準職務遂行能力を定めた上で、これを踏まえた人事評価を全職員対象に実施しました。

３　職員の給与の状況

⑴　人件費の状況

令和７年度普通会計決算における人件費の状況は、次のとおりです。

住民基本台帳人口（R8.3.31）	歳出額（A）	実質収支	人件費（B）	人件費率（B／A）	令和6年度の人件費率
371,087人	12,025,498千円	171,803千円	4,320,436千円	35.9%	60.2%

⑵　職員給与費の状況

令和７年度普通会計における職員給与費の状況は、次のとおりです。

職員数（A）	給与費				職員一人当り給与費（B／A）
	給料	職員手当	期末・勤勉手当	計（B）	
444人	1,969,089千円	608,908千円	875,006千円	3,525,003千円	7,939千円

（注）　職員手当には退職手当を含みません。

⑶　平均給料月額及び平均年齢

令和８年４月１日現在の職員の平均給料月額及び平均年齢は、次のとおりです。

職種	平均給料月額	平均年齢
消防職	376,271円	42.1歳

⑷　経験年数別・学歴別平均給料月額

令和８年４月１日現在の消防職の経験年数別・学歴別の平均給料月額は、次のとおりです。

区分＼経験年数		初任給	10年	15年	20年
消防職	大学卒	259,600円	318,200円	358,500円	389,700円
	高校卒	225,600円	285,700円	321,500円	364,600円

⑸　消防職の級及び職制上の段階ごと職員数

令和８年４月１日現在の級及び職制ごとの職員数は、次のとおりです。

級	級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		（人）	（%）	職名	（人）	（人）	（%）	段階
１級	定型的な業務を行う職務	63	14.4%	主事	63	63	14.4%	主事級
２級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務	51	11.6%	副主任	51	51	11.6%	副主任級
３級	主任の職務	67	15.3%	主任	67	67	15.3%	主任級
４級	主査の職務	167	38.0%	主査 調整幹	166 1	167	38.0%	主査級
				計	167			
５級	副課長又は主幹の職務	61	13.9%	副課長 主幹 副分署長	15 35 11	61	13.9%	副課長級
				計	61			
６級	課長又は副署長の職務	22	5.0%	課長 副参事 副署長 分署長	7 7 3 5	22	5.0%	課長級
				計	22			
７級	次長又は署長の職務	7	1.6%	次長 参事 署長	3 1 3	7	1.6%	次長級
				計	7			
８級	消防局長の職務	1	0.2%	消防局長	1	1	0.2%	消防局長級
	合計	439	100%					

※　比率(%)の合計は、端数処理の関係上、100%とならない場合があります。

※　会計年度任用職員を除いています。

⑹　職員手当の状況

ア　期末手当及び勤勉手当

期末手当及び勤勉手当は、民間のボーナスに相当する手当です。

（令和８年４月１日現在）

		６月期	１２月期	計
期末手当 勤勉手当	期末手当	1.2625 月分 (0.7125) 月分	1.2625 月分 (0.7125) 月分	2.525 月分 (1.425)月分
	勤勉手当	1.0625 月分 (0.5125) 月分	1.0625 月分 (0.5125) 月分	2.125 月分 (1.025)月分
	職制上の役職、職務の級等による加算措置がある			

※（　）内は、再任用職員の支給割合です。

イ　退職手当

退職手当は、退職事由及び勤続年数に応じて支給されます。

令和８年４月１日現在の退職手当の支給割合等は、次のとおりです。

		自己都合	定年及び勧奨
退職手当	勤続 20 年	19.6695 月分	24.586875 月分
	勤続 25 年	28.0395 月分	33.27075 月分
	勤続 30 年	34.7355 月分	40.80375 月分
	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
	１人当たり平均支給額	18,205 千円	26,017 千円

※１人当たりの平均支給額は、令和７年度に退職した職員のうち退職手当を支給した自己都合等その他の退職者３人、定年及び勧奨３人の平均です。

ウ　地域手当

地域手当は、地域の民間賃金水準を公務員給与に適切に反映するため、物価等を踏まえつつ、主に民間賃金の高い地域に勤務する職員に支給される手当です。

令和８年４月１日現在、給料、管理職手当及び扶養手当の合計額の８％が支給されています。

エ　特殊勤務手当

特殊勤務手当は、著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務に従事する職員に対して支給される手当です。

令和７年度の勤務に対して特殊勤務手当の支給を受けた職員の割合は 82.7%となっており、支給を受けた職員１人当たりの支給額の平均は、53,243 円となっています。

また、令和７年度の特殊勤務手当の支給年額は、19,327 千円となっています。

オ　時間外勤務手当

時間外勤務手当は、管理職（副課長級以上の職）以外の職員が正規の勤務時間以外に勤務したときに支給される手当です。

令和７年度の時間外勤務手当の支給状況は、次のとおりです。

支給年額	職員１人当たりの支給年額
119,874 千円	346 千円

カ　扶養手当

令和８年４月１日現在の扶養手当の支給要件及び支給月額は、次のとおりです。

支　給　要　件	支　給　月　額
子（１人につき）	13,000 円
父母等（１人につき）	課長級以下　6,500 円 次長級　3,500 円 消防局長　支給しない
満 16 歳から 22 歳の子に対する加算（1 人につき）	5,000 円

キ　住居手当

令和８年４月１日現在の住居手当の支給要件及び支給月額は、次のとおりです。

支　給　要　件	支　給　月　額
貸家・貸間	家賃の額に応じて 28,000 円を限度に支給

ク　通勤手当

令和８年４月１日現在の通勤手当の支給要件及び支給月額は、次のとおりです。

支　給　要　件	支　給　月　額
交通機関等（電車等）利用 （2 ㎞以上）	運賃等相当額 （月額 150,000 円を限度）
交通用具（自動車等）使用 （2 ㎞以上）	距離に応じた額 （月額 2,000 円～66,400 円）
交通機関等と交通用具の併用 （2 ㎞以上）	交通機関等と利用距離等を考慮した額

⑺　特別職の報酬

令和８年４月１日現在の特別職の報酬は、次のとおりです。

	月額
議　　長	26,400 円
副 議 長	22,700 円
議　　員	21,600 円
管 理 者	36,700 円
副 管 理 者	30,800 円

４　職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

⑴　勤務時間の概要

ア　普通勤務者

午前８時３０分から午後５時１５分（１日７時間４５分勤務）

１週間当たり勤務時間３８時間４５分

イ　隔日勤務者

午前８時３０分から翌日の午前８時３０分（１当務１５時間３０分勤務）

４週の割振り１週間当たり勤務時間３８時間４５分

⑵　休暇制度の概要、種類等

職員の休暇には、年次有給休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇及び介護時間休暇があり、それぞれの概要は次のとおりです。

年次有給休暇：労働基準法第 39 条の規定に基づいて与えられる有給による休暇で１年につき最高 20 日が付与され、翌年に最高 20 日を繰り越すことができます。

病 気 休 暇：負傷又は疾病のために勤務することができない職員に対し、医師の証明に基づき、その治療に専念させる目的で設けられた有給の休暇です。

特 別 休 暇：特別の事由により、職員が勤務しないことが相当である場合に認められる有給の休暇です。

なお、特別休暇には次の種類があります。

① **公権公務関係**

選挙権等の行使、公署へ出頭する場合

② **福利厚生関係**

夏季休暇、ドナー休暇、ボランティア休暇

③ **慶弔関係**

忌引休暇、命日休暇、婚姻休暇

④ **母性保護関係**

産前・産後休暇、妊婦の通院休暇、妊娠障害休暇、妊婦の通勤緩和休暇、育児時間休暇、生理休暇

⑤ **家族看護関係**

子育て休暇、短期の介護休暇、出産補助休暇、男性職員の育児参加休暇

⑥ **災害事故関係**

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による交通遮断等、災害による住居の滅失損壊

介護休暇：配偶者、子、職員又は配偶者の父母等の親族で負傷、疾病又は老齢により２週間以上にわたり日常生活を営むのに支障がある者の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における無給の休暇です。
介護時間休暇

⑶ 年次有給休暇の取得状況

令和７年の平均取得日数は、15.2 日となっており、令和６年と比べ、0.1 日減少しています。

⑷ 育児休業等の取得状況

令和７年度の育児休業取得者は女性が０人、男性が８人の合計８人でした。部分休業取得者は女性が３人、男性が２人の合計５人でした。

⑸ 時間外勤務の状況

令和７年度の時間外勤務（消防司令補以下）は、月あたり平均時間 8.8 時間で、令和６年度と比べ 0.6 時間減少しています。

５　職員の分限及び懲戒処分の状況

⑴　分限処分の状況

令和７年度に分限処分を受けた職員はいませんでした。

⑵　懲戒処分の状況

令和７年度に懲戒処分を受けた職員は１人であり、内容は戒告でした。

６　職員の服務の状況

⑴　職務専念義務免除の状況

令和７年度において承認されたものは、厚生事業の一環として人間ドック等受診者が３５人、検診再検査が５人、リフレッシュ休暇者が２４人、その他が３１人、合計９５人でした。

⑵　営利企業等従事の許可状況

令和７年度の許可件数は２件で、主なものは地域活動によるものでした。

７　職員の退職管理の状況

令和７年度に川越地区消防組合消防職員の退職管理に関する条例の規定による再就職の届出は０件でした。

８　職員の研修の状況

令和７年度は、延べ１５２人の職員が研修を受けました。研修の内訳は、消防大学校３人、消防学校３６人、その他の研修１１３人となっています。

９　職員の福祉及び利益の保護の状況

⑴　福利厚生制度の概要

職員の共済制度は、地方公務員法第 43 条に基づいて定められた地方公務員等共済組合法によって具体的に定められています。

共済組合では、組合員である職員とその家族の病気、けが、出産、死亡、休業は災害に対して必要な給付を行う「短期給付事業」、職員の退職、障害又は死亡に対して年金又は一時金の給付を行う「長期給付事業」、健康の保持増進事業、住宅資金の貸付け等を行う「福祉事業」の大きく分けて３つの事業を行っています。

また、共済組合が行うもののほか、当組合では、職員に対して福利厚生事業等を行っています。

⑵　福利厚生制度に係る負担状況

共済組合の事業を運営する費用は、組合員である職員の掛金と使用者である組合の負担金によって賄われています。組合の負担金の率は定められており、令和７年度は、6 億 5911 万円を支出しました。このほかに職員が参加する福利厚生事業へ 22 万 6300 円を支出しました。

⑶　公務災害の発生状況

令和７年度、公務災害が５件発生しました。うち、通勤時の公務災害は０件でした。

第２編　公平委員会の業務の状況

１　勤務条件に関する措置の要求の状況

令和７年度において、勤務条件に関する措置の要求に係る事案はありません。

２　不利益な処分についての不服申立ての状況

令和７年度において、不利益な処分についての不服申立てに係る事案はありません。